

職員給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、職員就業規則第 7 0 条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の給与)

第 2 条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第 1 9 条の 2 の規定による手当を含む。第 2 4 条本文において同じ。）、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び在勤手当とする。

(給与の支給)

第 3 条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

第 4 条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第 5 条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲及び俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職員俸給表（別表第 1）
- 二 技術専門職員俸給表（別表第 2）
- 三 研究職員俸給表（別表第 3）
- 四 任期付研究員（一）俸給表（別表第 4）
- 五 任期付研究員（二）俸給表（別表第 5）
- 六 特定任期付職員俸給表（別表第 6）
- 七 指定職員俸給表（別表第 7）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、全ての職員に適用する。

3 職員（第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員等」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定する。

2 職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 新たに職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（任期付研究員等が前条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、その者の同日前における直近の人事評価（職員就業規則第77条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降における勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項及び第8項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する直近の人事評価の期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

一 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員（次号及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの

三 研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

8 研究職員俸給表の適用を受ける職員であってその職務の級及び号俸が3級又は4級における最高の号俸を受けるものについて、第5項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好、特に良好又は良好である場合には、その職員の属する職務の級における俸給月額幅の最高額を超えて、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。この規定により昇給した職員についても同様とする。

9 職員の昇給は、前項に該当する場合を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

第7条 任期付研究員（一）俸給表の適用を受ける職員又は任期付研究員（二）俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第8条 特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難

及び重要な度に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第9条 指定職員俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。

（俸給の支給）

第10条 俸給は、毎月16日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日以外の日。以下「支給定日」という。）に、その月の月額的全額を支給する。

第11条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第44条第1項（同規則第46条第1項に掲げる職員にあっては、同条第2項）及び同規則第54条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する代休とした日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（俸給の特別調整額）

第12条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

二 企画管理部門において、課、室等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める職を占める職員

三 研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める職を占める職員

2 前項第2号及び第3号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第22条第1項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第47条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第22条第3項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

3 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下この条において「一般職員9級以上相当職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下この条において「一般職員8級相当職員」という。）にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事給与システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第10号に掲げる基幹システムのうち農研機構の人事及び給与に関する業務を効率的・効果的に実施することを目的として整備されたシステムをいう。以下同じ。）により、その旨を速やかに届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。ただし、扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

6 扶養手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日（人事給与システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（地域手当）

第14条 地域手当は、農研機構の事務所（以下単に「事務所」という。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員（理事長が当該職員と権衡上必要があると認める職員として別に定めるものを含む。以下この条において同じ。）に支給する。

一 東京都特別区に所在する事務所

二 茨城県つくば市、東京都内（特別区を除く。）及び神奈川県川崎市に所在する事務所

三 埼玉県さいたま市に所在する事務所

四 静岡県静岡市に所在する事務所

五 北海道札幌市、茨城県常陸大宮市、栃木県那須塩原市、静岡県島田市、三重県津市、広島県福山市及び東広島市並びに福岡県筑後市及び久留米市に所在する事務所

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

一 前項第1号に掲げる事務所 100分の15

二 前項第2号に掲げる事務所 100分の12

三 前項第3号に掲げる事務所 100分の9

四 前項第4号に掲げる事務所 100分の6

五 前項第5号に掲げる事務所 100分の3

3 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事務所が支給事務所に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（支給事務所の区分の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の

各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所に異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定める。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に支給事務所の区分の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

三 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関（理事長が別に定める地域又は区域に所在するものに限る。以下この項において「指定官署等」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に指定官署等に在勤していた場合で、当該採用の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に当該指定官署等に在勤するものとした場合に理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に達しないとき、又は当該採用の直後に在勤する事務所に支給事務所に該当しないこととなるときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該採用の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（支給事務所の区分の変更により、採用後の支給割合が当該採用の後に変更された場合にあっては、当該変更後の採用後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合

二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に100分の80を乗じて得た割合

三 当該採用の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に100分の60を乗じて得

た割合

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により同項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる者については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつた者には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）

二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事給与システムにより、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後、にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円

円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200
円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000
円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800
円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで
徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の
使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第
1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事
務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員
で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動
又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住
居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他
の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等
（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額
を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、
前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事
長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金
等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員
で、当該新たに職員となった直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に
定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別
料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める
職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があ
ると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用
する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場
合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支
給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合
計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にか
かわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につ
き、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に

定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

- 7 通勤手当が支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事給与システムにより、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。
 - 一 事務所を異にして異動した場合
 - 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- 9 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれの者が退職をし、又は解雇にされた日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。
- 11 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

- 第17条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

- 3 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該新たに職員となった直前の住居から当該新たに職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 職員は、新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事給与システムにより、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給の始期及び終期については、前条第9項及び第10項の規定を準用する。この場合において、当該各項中「通勤手当」とあるのは「単身赴任手当」と、同条第9項中「第1項」とあるのは「第17条第1項又は第3項」と、「前項」とあるのは「第17条第4項」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務として次に掲げる作業等に従事する職員（指定職員を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、第7号に掲げる業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して当該業務に係る特殊勤務手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。

一 地上10m以上のサイロ上で行う牧草類の詰め込み及び取出しの作業

二 種雄牛馬の精液の採取の作業又は種雄牛馬の自然交配若しくはこれらの作業の準備のための種雄牛馬を御する作業（一般職員俸給表及び技術専門職員俸給表の適用を受ける職員に限る。）

三 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

四 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第14条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業（一般職員俸給表及び技術専門職員俸給表の適用を受ける職員に限る。）

五 次に掲げる東日本大震災に対処するための作業

ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作

業

イ 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（アに掲げるものを除く。）

六 異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、著しく特殊な勤務として理事長が認める作業

七 南緯 55 度以南の区域において行う南極地域観測に関する業務

（特地勤務手当等）

第 19 条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する次に掲げる事務所（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

一 鹿児島県西之表市に所在する事務所

二 鹿児島県熊毛郡中種子町に所在する事務所

三 沖縄県国頭郡東村に所在する事務所

四 群馬県吾妻郡嬭恋村に所在する事務所

2 特地勤務手当の月額、理事長が別に定めるところにより算定した特地勤務手当基礎額に、次の各号に掲げる特地事務所の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

一 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務所 100 分の 12

二 前項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務所 100 分の 4

3 第 1 項第 4 号に掲げる事務所に勤務する職員には、毎年 1 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

第 19 条の 2 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は次に掲げる特地事務所に準ずる事務所（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動又は事務所の移転の日から 6 年に達するまでの間、俸給及び扶養手当の月額の合計額の 100 分の 6 を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

一 北海道虻田郡真狩村に所在する事務所

二 北海道帯広市に所在する事務所

2 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前 3 年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、準特地事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、

前2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

- 4 前3項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第14条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第20条 職員(次項に掲げる職員を除く。)が正規の勤務時間(職員就業規則第49条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない時間につき、第24条に規定する1時間当たりの給与額にその勤務しない時間に乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減額して給与を支給する。

- 2 裁量勤務職員が勤務日(同規則第44条第1項及び第54条第1項に規定する休日以外の日をいう。)において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日1日につき、第24条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減額して給与を支給する。

(給与の半減)

第21条 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第3号に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

(超過勤務手当)

第22条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第12条第1項第1号に掲げる職員及び理事長が別に定める職員(以下この項において「管理監督職員」という。)にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜(午後10時から翌日の午前5時をいう。以下同じ。)における勤務 100分の150(管理監督職員及び裁量勤務職員にあっては100分の25)

- 二 休日(職員就業規則第44条第1項(同規則第46条第1項の規定による勤務を行

う職員にあっては、同条第2項)に規定する休日という。次号において同じ。)のうち、法定休日(同規則第44条第2項(同規則第46条第1項の規定による勤務を行う職員にあっては、同条第3項)に規定する法定休日という。次号において同じ。)以外の日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160(管理監督職員にあっては100分の25)

三 休日のうち、法定休日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160(管理監督職員にあっては100分の25)

2 前項の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員がした正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間(月の初日からその月の末日までの期間をいう。)の初日から起算して60時間を超えたときは、その60時間を超えて勤務した全時間に係る同項各号の規定の適用については、同項第1号ア中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、同号イ中「100分の150」とあるのは「100分の175」と、同項第2号ア及び第3号ア中「100分の135」とあるのは「100分の160」と、同項第2号イ及び第3号イ中「100分の160」とあるのは「100分の185」とする。

3 裁量勤務職員には、1時間につき第24条に規定する1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の15時間相当の額を超過勤務手当として支給する。

4 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間(第1号アに掲げる勤務にあっては、第12条第3項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間)」とする。

5 職員就業規則第54条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日(同項第2号に掲げる場合にあっては、当該振り替えて休日とされた日)に行った勤務又は同条第3項の規定により代休を取得した場合の当該休日に行った勤務に係る超過勤務手当の支給に当たっては、代休が同一月内に取得された場合に限り、これらの勤務の区分に応じた第1項及び第2項の規定に定める割合から同条第2項の規定により代休とした勤務日又は同条第3項の規定により代休とした勤務日の勤務時間に係る割合(100分の100)を減じた割合をもって算定することができる。

(端数計算)

第23条 第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び同条第2項に規定する1時間当たりの給与額並びに前条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勤務1時間につき支給し、及び同条第3項の規定により1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額等の算出)

第24条 第20条第1項及び第22条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第20条第2項及び第22条第3項に規定する1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあっては当該各号に定める額の合計額を、別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

- 一 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第18条各号に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額
- 二 寒冷地手当 第30条第2項の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

（期末手当）

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第44条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第27条第1項までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。第28条まで及び第33条第7項において同じ。）をし、又は解雇（同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。第28条まで及び第33条第7項において同じ。）にされた職員（同項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（理事長が別に定める特定管理職員（第28条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105、指定職員にあっては100分の66.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 任期付研究員及び特定任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の95」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手

当の月額合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員その他の理事長が別に定める職員にあっては、その額に俸給月額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第83条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をし、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、農研機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合

において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第44条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って得られる割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、農研機構において支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額（第1号に掲げる職員の区分にあっては一基準日における総額、第2号から第4号までに掲げる職員の区分にあっては一事業年度における総額）は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

二 研究職員俸給表の適用を受ける職員 毎年6月1日に在職する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の210（特定管理職員にあっては、100分の250）を乗じて得た額の総額

三 指定職員俸給表の適用を受ける職員 毎年6月1日に在職する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の212.5を乗じて得た額の総額

四 任期付研究員（一）俸給表、任期付研究員（二）俸給表及び特定任期付職員俸給表

の適用を受ける職員 毎年6月1日に在職する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の175を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる勤務期間の区分は、当該採用前の機関に勤務していた期間を職員として勤務していた期間とみなした場合に得られる区分とする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、当該各条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第29条 削除

（寒冷地手当）

第30条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

一 別表第8に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員

二 別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する事務所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する事務所との権衡上必要があると認められる事務所として理事長が別に定めるものに在勤する職員であって、寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が別に定める区域に居住するもの

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の 区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第8に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第17条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

- 3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。
- 4 第21条の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 5 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第8のとおりとする。

第31条・第31条の2 削除

（在勤手当）

- 第31条の3 在勤手当は、理事長の命を受け日本国外に駐在し農研機構の業務を行う職員（以下「在外職員」という。）に対して支給する。（理事長が別に定める職員を除く。）
- 2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、在外住居手当、配偶者手当及び教育手当とする。
 - 3 在外職員には、第14条から第19条の2までの規定にかかわらず、同条に規定する手当は支給しない。

（在勤基本手当）

- 第31条の4 在勤基本手当は、在外職員が日本国外において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。
- 2 在勤基本手当の月額、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）別表第1中の所在国又は所在地及び号の別によって定める額を上限として支給する。
 - 3 前項に規定する号の適用については、理事長が別に定める。
 - 4 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。
 - 5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
 - 6 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるものには、第4項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は支給し

ない。

（在外住居手当）

第31条の5 在外住居手当は、在外職員が日本国外において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

2 在外住居手当の月額、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）から政令別表第2中の所在国又は所在地の控除率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。ただし、同表中の所在国又は所在地及び号の別によって限度額欄で定める額（次項において「限度額」という。）を限度とする。

3 前項に規定する号の適用については、理事長が別に定める。

4 第2項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、配偶者又は子（主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。）を伴う在外職員以外の者に支給する在外住居手当の月額の限度は、限度額の100分の80に相当する額とする。

5 在外住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

6 在外住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり在外住居手当を支給することができる。

7 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外住居手当を支給する。

8 在外職員は、次の各号に掲げる場合には、理事長が定める様式の在外住居届に、契約書、領収書その他証拠書類を添えて、理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに在外住居手当支給の要件を具備するに至った場合

二 在外住居手当支給の要件を欠くに至った場合

三 賃貸借の契約の更改、転居その他の理由により家賃等の額が改定された場合

（配偶者手当）

第31条の6 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

2 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

3 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

4 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、引き続き配偶者を旧在

勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。

(教育手当)

第31条の7 教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下この条において「支給対象者」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 4歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であって、就学する学校（支給対象者の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校をいう。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

2 教育手当の月額は、支給対象者1人につき8,000円とする。

3 教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の支給対象者（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の支給対象者が当該在外職員の在勤地において支給対象者に該当することとなった者である場合にあっては、支給対象者に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その支給対象者がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその支給対象者が帰国のためその地を出発する日の前日、その支給対象者がその日の前に支給対象者に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては支給対象者に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

4 在外職員の支給対象者が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員に教育手当を支給する。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで教育手当を支給する。

6 前3項に定めるもののほか、第3項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の教育手当の支給期間の特例その他教育手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

7 在外職員は、次の各号に掲げる場合には、理事長が定める様式の教育手当支給対象者届に、証拠書類の写しを添えて、理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに支給対象者たる要件を具備するに至った者がある場合

二 支給対象者たる要件を欠くに至った者がある場合

(育児短時間勤務職員についての特例)

第 3 2 条 育児短時間勤務職員についての第 5 条から前条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 1 項	による	による。ただし、職員就業規則第 6 5 条第 1 項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額、それぞれ当該俸給表に定める俸給月額に、同規則第 6 6 条の規定により読み替えられた同規則第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 1 1 条第 4 項	職員就業規則第 4 4 条第 1 項（同規則第 4 6 条第 1 項に掲げる職員にあっては、同条第 2 項	職員就業規則第 6 6 条の規定により読み替えられた同規則第 4 4 条第 1 項（同規則第 4 6 条第 1 項に掲げる職員にあっては、同規則第 6 6 条の規定により読み替えられた同規則第 4 6 条第 2 項
第 1 6 条第 2 項第 2 号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
第 2 2 条第 1 項第 1 号ア	1 0 0 分の 1 2 5	1 0 0 分の 1 2 5（ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあっては 1 0 0 分の 1 0 0）
第 2 2 条第 1 項第 1 号イ	1 0 0 分の 1 5 0	1 0 0 分の 1 5 0（ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあっては 1 0 0 分の 1 2 5）
第 2 2 条第 3 項	1 5 時間	1 5 時間に算出率を乗じて得た時間
第 2 2 条第 4 項	理事長が別に定める時間数	理事長が別に定める時間数に算出率を乗じて得た時間数
第 2 5 条第 4 項	俸給及び扶養手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額
第 2 5 条第 5 項及び第 2 8 条第 3 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

(休職者等の給与)

第 3 3 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しく

は疾病にかかり、職員就業規則第57条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。

- 2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第33条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第3項、第4項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内において、第30条第1項に規定する者に該当するときは、同条に定めるところにより、寒冷地手当を支給する。

（在籍派遣職員の給与）

第34条 職員就業規則第20条又は第21条の規定により派遣にされている職員には、その派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

(短期従事職員の給与)

第34条の2 職員が、短期従事（職員就業規則第38条の2に規定する短期従事をいう。）の許可を受けて勤務しなかった期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

- 一 裁量勤務職員以外の職員 その勤務しなかった期間の1時間につき、第24条の規定による勤務1時間当たりの給与額
- 二 裁量勤務職員 その勤務しなかった期間の1日につき、第24条の規定による1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

2 前項第1号に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(育児休業等職員の給与)

第35条 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第64条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第64条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 職員就業規則第65条の3第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第24条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(介護休業等職員の給与)

第36条 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業（職員就業規則第67条第1項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第67条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 職員就業規則第68条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第24条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(給与の非常時支給)

第37条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の費用に充てるために給与を請求した場合には、俸給

の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割り計算により支給する。

（情報システムによる手続）

第 38 条 この規程に基づく届出の手続（人事給与システムによるとしているものを除く。次項において同じ。）は、情報システム（情報システム利用規程第 2 条第 9 号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたとみなす。

（雑則）

第 39 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2～6 削除

（俸給月額に関する特例措置）

7 平成 24 年 3 月に支給する俸給の月額について、別表第 6 の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が 6 号俸以上の職員、別表第 7 の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が 4 号俸以上の職員にあっては、それぞれの別表の該当するそれぞれの号俸に規定する俸給月額（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18 規程第 11－11 号。以下「18 改正規程」という。）附則第 9 項から第 11 項までの規定が適用される職員にあっては、同規程附則第 9 項から第 11 項までの規定による俸給を含む。）に 100 分の 85 を乗じて得た額を俸給の月額とする。ただし、生物系特定産業技術研究支援センター所長の職を占める職員にあっては、同年 4 月に支給する俸給の月額についても、同様とする。

8 18 改正規程附則第 9 項に規定する「その者の受ける俸給の月額」の適用及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員退職手当支給規程（18 規程第 89 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項に規定する「その者の俸給月額」の適用については、前項の特例措置がなかったものとして算出される俸給月額をもって、それぞれ、当該「その者の受ける俸給の月額」及び「その者の俸給月額」とする。

（給与の減額の措置）

9 平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給の月額（18 改正規程附則第 9 項から第 11 項までの規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が第 21 条の規

定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給の月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割 合
一般職員俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
技術専門職員俸給表	3 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	4 級以上	1 0 0 分の 7 . 7 7
研究職員俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級及び 4 級	1 0 0 分の 7 . 7 7
	5 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
任期付研究員（一）俸給表	1 号俸から 3 号俸まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	4 号俸以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
任期付研究員（二）俸給表	全ての号俸	1 0 0 分の 7 . 7 7
特定任期付職員俸給表	1 号俸から 4 号俸まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	5 号俸以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
指定職員俸給表	全ての号俸	1 0 0 分の 9 . 7 7

10 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の俸給の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

三 広域異動手当 当該職員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

四 特勤勤務手当 当該職員の俸給の月額に対する特勤勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

五 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、1 0 0 分の 9 . 7 7 を乗じて得

た額

六 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

七 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

八 任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当 当該職員の俸給の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

九 第33条第1項から第7項まで又は第34条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額

ア 第33条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額から当該職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額

イ 第33条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第33条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第33条第6項 前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第33条第7項 第5号又は第7号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同各号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

カ 第34条 前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（勤務1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置）

- 1 1 特例期間においては、第20条、第22条、第34条の2、第35条又は第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例）

- 1 2 特例期間においては、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する附則第9項、附則第10項第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号並びに前項の規定の適用については、附則第9項中「、俸給の月額に」とあるのは「、俸給の月額から附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第10項第2号中「俸給の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する地域手当の月額から附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する広域異動手当の月額から附則第

2 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第 2 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第 2 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 9 号ア中「前項及び前各号」とあるのは「附則第 1 2 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中「前項並びに第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号」とあるのは「附則第 1 2 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号」と、同号ウ中「前項並びに第 2 号及び第 3 号」とあるのは「附則第 1 2 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号及び第 3 号」と、同号オ中「第 5 号又は第 7 号」とあるのは「附則第 1 2 項の規定により読み替えられた第 5 号又は第 7 号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第 5 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（端数計算）

- 1 3 第 9 項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成 24 年 12 月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 1 4 平成 24 年 12 月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員（同年 4 月 1 日から同月 30 日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に対する当該期末手当等の額は、職員給与規程第 25 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（第 32 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 29 条第 2 項から第 4 項まで（第 32 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 6 項、第 33 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 7 項若しくは第 34 条又は附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（24 規程第 11－31 号。以下この項において「平成 24 年改正規程」という。）附則第 2 項及び平成 24 年改正規程による改正後の職員給与規程附則第 9 項から第 13 項までの規定が同月 1 日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

（平成 26 年 6 月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 1 5 平成 26 年 6 月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員のうち、平成 24 年 4 月 1 日から引き続き在職している者（同年 5 月 1 日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表

の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（１８改正規程附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当等の額は、第２５条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第２項から第４項まで（第３２条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第６項、第３３条第１項から第４項まで及び第６項、第７項若しくは第３４条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成２６年６月１日（当該支給される期末手当等について第２５条第１項後段、第２９条第１項後段又は第３３条第７項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の３．６７（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から７６号俸まで
	３級	１号俸から６０号俸まで
	４級	１号俸から４４号俸まで
	５級	１号俸から３６号俸まで
	６級	１号俸から２８号俸まで
	７級	１号俸から１６号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から７６号俸まで
	４級	１号俸から４８号俸まで
	５級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで

	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

（平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

1 6 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する第 2 8 条第 2 項前段の規定の適用については、同項中「得られる割合を」とあるのは、「得られる割合に 1 0 0 分の 1 0 を加えた割合を」とする。この場合において、附則第 2 項第 5 号の規定の適用については、同号中「第 2 8 条第 2 項」とあるのは、「附則第 1 6 項の規定により読み替えて適用する第 2 8 条第 2 項」とする。

1 7 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 前項の規定により読み替えられた第 2 8 条第 2 項及び同条第 3 項から第 6 項まで（第 3 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 5（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二 期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者 第 2 5 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第 4 項及び第 5 項（第 3 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 5（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第 2 9 条第 2 項から第 4 項まで（第 3 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 5（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（平成 2 8 年 1 2 月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

1 8 平成 2 8 年 1 2 月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各

号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第28条第2項及び同条第3項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の15（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額
- 二 期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者 第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第4項及び第5項（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の15（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額
- 三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の15（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（平成29年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

- 19 平成29年12月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第28条第2項及び同条第3項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額
 - 二 期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者 第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第4項及び第5項（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額
 - 三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

(平成30年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置)

20 平成30年12月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第28条第2項及び同条第3項から第6項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額を加えた額
- 二 期末手当が支給される職員(勤勉手当が支給される職員を除く。)のうち、理事長が別に定める者 第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)並びに第4項及び第5項(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額を加えた額
- 三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額を加えた額

(令和元年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

21 令和元年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和元年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

- 一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の172.5に100分の10を加えた割合」とする。
- 二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の97.5」とあるのは「100分の97.5に100分の10を加えた割合」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の117.5に100分の10を加えた割合」とする。
- 三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5に100分の10を加えた割合」とする。

(令和2年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

22 令和2年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和2年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

- 一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の165に100分の5を加えた割合」とする。
- 二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の95に100分の5を加えた割合」と、「100分の115」とあるのは「100分の115に100分の5を加えた割合」とする。
- 三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の160に100分の5を加えた割合」とする。

(令和3年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

23 令和3年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和3年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

- 一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5に100分の5を加えた割合」とする。
- 二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の95に100分の5を加えた割合」と、「100分の115」とあるのは「100分の115に100分の5を加えた割合」とする。
- 三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の162.5に100分の5を加えた割合」とする。

(令和4年6月に支給する期末手当等に関する特例措置)

24 令和4年6月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員のうち、理事長が別に定める者に対して支給する当該期末手当等の額は、第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項、第33条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第34条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額から、理事長が別に定める額を減じた額とする。

(令和4年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

25 令和4年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和4年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

- 一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5に100分の5を加えた割合」とする。
- 二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の

- 「105」とあるのは「100分の105に100分の5を加えた割合」と、「100分の125」とあるのは「100分の125に100分の5を加えた割合」とする。
- 三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の162.5に100分の5を加えた割合」とする。

(定年の引上げに伴う俸給に関する特例措置)

26 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第28項において「特定日」という。)以後、次の各号に掲げる当該職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 指定職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(同条第8項の適用を受ける職員にあっては、同項の規定により理事長が別に定めるところによる額)に100の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
- 二 指定職員 当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第9条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、500円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数を生じたときはこれを1,000円に切り上げた額)

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 職員就業規則第5条第1項各号に掲げる任期を定めて採用される職員
- 二 職員就業規則第16条の5各項の規定により同規則第16条の2第1項に規定する異動期間(同規則第16条の5各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規則第16条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

28 職員就業規則第16条の3に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等(以下この項及び附則第30項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

29 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計

額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

32 附則第28項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第25条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による俸給の額との合計額」とする。

33 削除

34 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による俸給月額、附則第28項の規定による俸給その他附則第26項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（令和5年12月に支給する期末手当等に関する特例措置）

35 令和5年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和5年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは「100分の175に100分の10を加えた割合」とする。

二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の105に100分の10を加えた割合」と、「100分の125」とあるのは「100分の125に100分の10を加えた割合」とする。

三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の170に100分の10を加えた割合」とする。

(令和6年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

36 令和6年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和6年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは「100分の175に100分の10を加えた割合」とする。

二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5に100分の10を加えた割合」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5に100分の10を加えた割合」と、同項第2号中「100分の210」とあるのは「100分の210に100分の10を加えた割合」と、「100分の250」とあるのは「100分の250に100分の10を加えた割合」とする。

三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の170に100分の10を加えた割合」とする。

附 則 (平成13.11.30 規程第11-1号)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14.11.1 規程第11-2号)

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成15.3.1 規程第11-3号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第27条第1項から第3項まで（同条第1項の「第32条」を「第29条」に改める部分を除く。）、第31条第1項から第3項まで、第33条第5項並びに第35条第3項及び第5項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程（第4条、第9条及び第33条第4項の改正規定に限る。）による改正後の職員給与規程の規定は、平成14年11月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

3 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額とその1号下位の号俸

その者の施行日の前日における俸給月額 — 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額
との差額 × $\frac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{その者の施行日の前日における俸給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}$

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその
1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 4 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

- 7 施行日から平成15年3月31日までの間における第27条及び第31条の適用については、第27条第2項及び第31条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、第27条第3項及び第31条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

（平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 8 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第27条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第31条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第37条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 施行日（期末手当等について第27条第1項後段、第31条第1項後段又は第34条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（以下「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）又は独立行政法人農業技術研究機構任期付研究員及び任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（14規程第12-2号）による改正後の任期付研究員等給与特例規程による俸給月額（継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額）及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置）

- 9 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第27条第2項及び第31条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第27条第2項第1号及び第31条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第27条第2項第2号及び第31条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第27条第2項第3号及び第31条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第27条第2項第4号及び第31条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（育児休業をしている職員の経過措置）

- 10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第35条第3項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則（平成15.6.1 規程第11-4号）

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第11-5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧推進機構職員に係る経過措置等)

- 2 施行日の前日において生物系特定産業技術研究推進機構の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成15.11.1 規程第11-6号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条、第13条、第16条、第27条、第31条及び第33条の改正部分及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸

$$\begin{array}{l} \text{その者の施行日の前日における俸給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ \text{額の(以下「旧俸給月額」という。)} - \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ \text{との差額} \times \frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその}}{\text{1号俸下位の号俸との差額}} \end{array}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受け取る期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成16年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定)

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第27条、第31条及び第33条の規定の適用については、第27条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、」とあるのは「100分の145」とあり、及び」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第31条第2項及び第3項並びに第33条第5項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、第31条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第33条第5項中「、100分の170」とあるのは「、100分の145」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 7 平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、前項の規定により読み替えられた第27条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第31条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第7項まで若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第37条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第13条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係

る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同各項の規定の適用については、同条第3項中「場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあり、及び同条第4項中「場合（この職員が当該異動又は採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、同条第3項及び第4項中「支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。）とあるのは「支給割合（」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第3項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、同項第1号及び同条第4項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあり、並びに同条第4項中「当該異動又は採用の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同条第3項第2号及び第4項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

（その他）

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成16.4.1 規程第11-7号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16.11.1 規程第11-8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第32条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き旧寒冷地（この規程による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程第32条第1項に規定する寒冷地をいう。以下同じ。）に在勤する職員（再任用職員（改正後の職員給与規程第7条第11項に規定する再任用職員をいう。）を除く。以下「経過措置対象職員」という。）に対しては、同規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日

において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第32条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

4 他の国家公務員等（改正後の職員給与規程第13条第4項に規定する他の国家公務員等をいう。）であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第32条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置）

6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第25条の規定の適用については、同条第2号中「第32条第2項」とあるのは「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（16規程第11-8号）附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成17.10.25 規程第11-9号）

この規程は、平成17年10月25日から施行する。

附 則（平成17.12.1 規程第11-10号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

$$\begin{array}{l} \text{との差額} \times \frac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額}} \\ + \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \end{array}$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第27条第2項（同条第3項又は第33条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第31条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項、第5項及び第7項若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第37条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当等は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額

に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

(その他)

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成18.4.1 規程第11-11号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

(引継任期付研究員等に適用する俸給表及び号俸の切替え)

- 6 引継任期付研究員(職員就業規則附則第2項の規定により同規則第5条第1項第1号又は第2号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。)及び引継特定任期付職員(同規則附則第2項の規定により同規則第5条第1項第3号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。)に対する施行日以後におけるこの規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第1項に掲げる俸給表の適用については、次の各号に掲げる職員の区

分に応じ当該各号に掲げる俸給表を適用するものとし、その者の施行日における号俸は、施行日の前日に現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程（１８規程第６３－１号）による廃止前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構任期付研究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（１３規程第１２号）（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）に基づきその者が受けていた号俸の数と同じ数の号俸とする。

- 一 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第１の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第５条第１項第４号に定める俸給表
- 二 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第２の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第５条第１項第５号に定める俸給表
- 三 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第３の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第５条第１項第６号に定める俸給表

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 7 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 8 附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額、改正前の職員給与規程又は旧任期付研究員等給与特例規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 9 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（附則第６項の規定により引き続き改正後の職員給与規程第５条第１項第４号から第６号までに定める俸給表の適用を受ける職員を含む。）で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（２１規程第１１－１９号。第１号において「平成２１年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成２６年３月３１日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第２項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて

得た額)を俸給として支給する。

一 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

二 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

三 前2号に掲げる職員以外の職員(任期付研究員(二)俸給表の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.34

10 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

11 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

12 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

一 改正後の職員給与規程第12条第1項、第14条第2項から第4項まで、第19条第3項及び第4項、第25条第4項及び第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)、第28条第3項、第29条第4項、第31条第2項及び第32条第2項に規定する俸給の月額

二 改正後の職員給与規程第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額

三 改正後の職員給与規程第21条の規定による給与の半減、同規程第33条第1項から第8項までに規定する休職者等の給与、同規程第34条に規定する在籍派遣職員の給与及び同規程第35条第1項から第3項までに掲げる育児休業職員の給与の額を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

13 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸

	3 号俸	2 号俸
	2 号俸	1 号俸

（地域手当に関する経過措置）

- 1 4 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第 1 3 条第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第 1 項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する事務所を異にして異動した場合又は施行日の前日において支給官署等（同条第 4 項に規定する「支給官署等」をいう。）に在勤していた他の国家公務員等（同項に規定する「他の国家公務員等」をいう。）が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第 1 4 条第 3 項又は第 4 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 項	支給事務所に在勤する	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18 規程第 1 1－1 1 号）による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程（13 規程第 1 1 号）（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 1 3 条第 1 項各号に定める事務所（以下「旧支給事務所」という。）に在勤する
	在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が	在勤していた旧支給事務所に係る調整手当の支給割合（改正前の職員給与規程第 1 3 条第 2 項各号に定める割合をいい、理事長が
第 4 項	人事院規則 9－4 9（地域手当）第 2 条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は第 4 条に規定する空港の区域（同規則附則第 2 条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）	人事院規則 9－4 9（調整手当）の全部を改正する人事院規則（人事院規則 9－4 9－3 2）による改正前の人事院規則 9－4 9（調整手当）第 1 条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署（同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「旧支給官署等」という。）
	当該支給官署等に	当該旧支給官署等に
	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 9 5 号）	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 1 1 3 号）第 2 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 9 5 号）

15～18 削除

（任期付研究員業績手当に関する経過措置）

- 19 引継任期付研究員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第31条の規定の適用については、同条第1項中「任期付研究員業績手当の」とあるのは「任期付研究員業績手当（現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程（18規程第63-1号）による廃止前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構任期付研究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（13規程第12号）（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）第5条の規定による任期付研究員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同条第1項に規定する基準日）の翌日」と、「第7条」とあるのは「第7条又は同規程第3条」とする。

（特定任期付職員業績手当に関する経過措置）

- 20 引継特定任期付職員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第32条の規定の適用については、同条第1項中「特定任期付職員業績手当の」とあるのは「特定任期付職員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第6条の規定による特定任期付職員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同規程第5条第1項に規定する基準日）の翌日」と、「第8条」とあるのは「第8条又は同規程第4条」とする。

（休職者の給与に関する経過措置）

- 21 職員就業規則附則第6項の規定により同規則第17条の規定により休職にされている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第34条第2項から第5項までの規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規定による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第33条第3項から第6項までの相当規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

（派遣職員に関する経過措置）

- 22 職員就業規則附則第8項の規定により同規則第20条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第37条の規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第34条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

（旧独立行政法人農業者大学校等からの引継職員に係る経過措置）

- 23 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

(平成18年法律第26号) 附則第2条第1項の規定により施行日において職員となった者に係る給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(その他)

24 前各項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

俸 給 表	旧 級	新 級
一 般 職 員 俸 給 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
技 術 専 門 職 員 俸 給 表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
研 究 職 員 俸 給 表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表 (附則第3項関係)

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
-----	-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20

	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			

	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12 月以上		1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12 月以上	5	5	1	13	1	1
3	3 月未満	5	5	1	13	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1	1
	9 月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12 月以上	9	9	5	17	1	1
4	3 月未満	9	9	5	17	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19	1	1
	9 月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12 月以上	13	13	9	21	1	1
5	3 月未満	13	13	9	21	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23	3	1
	9 月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12 月以上	17	17	13	25	5	1
6	3 月未満	17	17	13	25	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27	7	3
	9 月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12 月以上	21	21	17	29	9	5
7	3 月未満	21	21	17	29	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31	11	7
	9 月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12 月以上	25	25	21	33	13	9
8	3 月未満	25	25	21	33	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35	15	11
	9 月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12 月以上	29	29	25	37	17	13
9	3 月未満	29	29	25	37	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39	19	15
	9 月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12 月以上	33	33	29	41	21	17
10	3 月未満	33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43	23	19
	9 月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12 月以上	37	37	33	45	25	21
	3 月未満	37	37	33	45	25	21

11	3 月以上 6 月未満	38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	47	27	23
	9 月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3 月未満	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	51	31	27
	9 月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3 月未満	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	55	35	31
	9 月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3 月未満	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	59	39	35
	9 月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3 月未満	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	63	43	39
	9 月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3 月未満	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	67	47	43
	9 月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3 月未満	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	71	51	47
	9 月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3 月未満	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	75	55	51
	9 月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未満	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79	59	55
	9 月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未満	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83	63	59
	9 月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3 月未満	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87	67	63
	9 月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65

22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				

	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ウ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	1
	6月以上9月未満		7	7	3	1
	9月以上12月未満		8	8	4	1
	12月以上		9	9	5	1
4	3月未満		9	9	5	1
	3月以上6月未満		10	10	6	1
	6月以上9月未満		11	11	7	1
	9月以上12月未満		12	12	8	1
	12月以上		13	13	9	1
5	3月未満		13	13	9	1
	3月以上6月未満		14	14	10	2
	6月以上9月未満		15	15	11	3
	9月以上12月未満		16	16	12	4
	12月以上		17	17	13	5
6	3月未満		17	17	13	5
	3月以上6月未満		18	18	14	6
	6月以上9月未満		19	19	15	7
	9月以上12月未満		20	20	16	8
	12月以上		21	21	17	9
7	3月未満		21	21	17	9
	3月以上6月未満		22	22	18	10
	6月以上9月未満		23	23	19	11
	9月以上12月未満		24	24	20	12
	12月以上		25	25	21	13
8	3月未満		25	25	21	13
	3月以上6月未満		26	26	22	14
	6月以上9月未満		27	27	23	15
	9月以上12月未満		28	28	24	16
	12月以上		29	29	25	17
9	3月未満		29	29	25	17
	3月以上6月未満		30	30	26	18
	6月以上9月未満		31	31	27	19
	9月以上12月未満		32	32	28	20

	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	46	38
	6月以上9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未満	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	50	42
	6月以上9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	54	46
	6月以上9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	62	54
	6月以上9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	65	57
	3月以上6月未満	70	70	66	58
	6月以上9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
	6月以上9月未満	75	75	71	63

	9 月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3 月未満	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	67
	9 月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3 月未満	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	70
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	71
	9 月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3 月未満	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	73
	9 月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	89	
	6 月以上 9 月未満	95	95	89	
	9 月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
	3 月未満	117			
	3 月以上 6 月未満	118			

31	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3 月未満	121			
	3 月以上 6 月未満	121			
	6 月以上 9 月未満	121			
	9 月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第 3 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第 4 項関係）

ア 旧級が一般職員俸給表の 1 1 級である職員の新号俸

旧 号 俸	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1

	9 月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧 号 俸	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1

	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1

14	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	2
	6 月以上 9 月未満	55	3
	9 月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3 月未満	57	5
	3 月以上 6 月未満	58	6
	6 月以上 9 月未満	59	7
	9 月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3 月未満	61	9
	3 月以上 6 月未満	62	9
	6 月以上 9 月未満	63	10
	9 月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3 月未満	65	11
	3 月以上 6 月未満	66	11
	6 月以上 9 月未満	67	12
	9 月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

附 則（平成19.1.16 規程第11-12号）

この規程は、平成19年1月16日から施行する。

附 則（平成19.4.1 規程第11-13号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 2 平成20年3月31日までの間においては、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 改正後の職員給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

- 4 改正後の職員給与規程第14条の2第1項に規定する「俸給の月額」には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号）附則第9項から第11項までの規定により支給される俸給を含めるものとする。

（その他）

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成19.10.1 規程第11-14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（18規程第11-11号）附則の適用の特例）

- 2 施行日以降に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第65条第1項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号）附則第9項から第11項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第9項から第24項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9項	）には、俸給の月額	以下「経過措置職員」という。）が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員
-----	-----------	--

		就業規則第65条第1項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成18年3月31日において受けていた俸給の月額に同規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第10項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（19規程第11－13号）附則の適用の特例）

- 3 施行日以降に育児短時間勤務を始めた職員が、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11－11号）附則第9項から第11項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（19規程第11－13号）附則第4項の規定の適用については、同項中「には、」とあるのは「には、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（19規程第11－14号）附則第2項の規定により読み替えられた」とする。

附 則（平成19.12.1 規程第11-15号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第25条第3項及び第28条第2項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成20.4.1 規程第11-16号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.4.1 規程第11-17号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.5.29 規程第11-18号)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 (平成21.12.1 規程第11-19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、この規程による改正後の職員給与規程第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項若しくは第33条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第34条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた

額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員若しくは同規程別表第4の俸給表若しくは同規程別表第6の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特等地勤務手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで

- 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22.2.1 規程第11-20号）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22.4.1 規程第11-21号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.10.1 規程第11-22号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22.12.1 規程第11-23号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成22年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項若しくは第33条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項若しくは附則第2項又は第34条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号）附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得

た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

二 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（22 規程第 11－23 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（その他）

4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23.1.1 規程第11-24号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23.2.1 規程第11-25号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（給与の半減に関する経過措置）

- 2 施行日の前日から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対するこの規程による改正後の職員給与規程第21条の規定の適用については、同条中「90日」とあるのは「1年」とする。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23.4.1 規程第11-26号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において同規程第6条第5項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（特地勤務手当に関する経過措置）

- 4 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給

与規程」という。)第19条第1項の規定により特地事務所とされていた長野県北佐久郡御代田町に所在する事務所(以下「暫定支給事務所」という。)は、平成25年3月31日までの間、特地事務所とする。

- 5 暫定支給事務所に勤務する職員のうち次の各号のいずれかに該当する職員には、改正後の職員給与規程第19条の規定にかかわらず、平成25年3月31日(第1号に該当する職員にあっては、当該事務所に異動となった日から起算して6年に達する日が平成25年3月31日前である場合は当該6年に達する日)までの間、特地勤務手当を支給する。

- 一 施行日の前日から引き続き暫定支給事務所に在勤し、同日において改正前の職員給与規程第19条第3項の規定により特地勤務手当を支給されていた職員
- 二 施行日以後において新たに暫定支給事務所に異動(国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者にあっては、在勤することとなったこと。以下同じ。)となり当該異動に伴って住居を移転した職員

- 6 暫定支給事務所に在勤する職員に支給する特地勤務手当の月額、前項第1号に該当する職員にあっては当該事務所に異動となった日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額に100分の4(施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成25年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の2)を乗じて得た額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、同項第2号に該当する職員にあっては同項第1号に該当する職員との権衡を考慮して理事長が別に定める額とする。

(その他)

- 7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成23.8.1 規程第11-27号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23.10.1 規程第11-28号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(昇給に関する経過措置)

- 2 施行日から起算して2年間は、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第6条第5項の規定による昇給については、同項中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)又はその他の能力の実証」とする。

- 3 平成24年1月1日に行われる改正後の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給については、同項中「同日前における直近の人事評価（職員就業規則第77条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

- 4 施行日から起算して2年間は、改正後の職員給与規程第28条第1項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。
- 5 研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、業績評価（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構研究職員等業績評価実施規程（14規程第55号）第2条に規定する業績評価をいう。）が実施される職員に対する勤勉手当の取扱いについては、当分の間、改正後の職員給与規程第28条第1項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例により行う。

（その他）

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成24.2.29 規程第11-29号）

この規程は、平成24年2月29日から施行する。

附 則（平成24.3.14 規程第11-30号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成24年3月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程附則第7項の規定は、平成24年3月1日から適用する。

附 則（平成24.4.27 規程第11-31号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24

年4月1日において36歳に満たない職員（平成24年5月1日において、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

5 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給の月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成24年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

6 平成24年6月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、職員給与規程第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項、第33条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第34条又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額から第1号の適用を受ける場合にあつては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあつては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

一 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当の月額(同規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで

	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

二 附則第 2 項の規定が平成 2 4 年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額合計額を減じた額

（その他）

- 7 前 5 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 24. 5. 15 規程第 11-32 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 4 年 5 月 1 6 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 1 8 条第 5 号の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 6 日から施行日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 3 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の職員給与規程第 1 8 条第 5 号の規定を適用したとするならば同号アに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合についても適用する。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成24.10.30 規程第11-33号)

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成25.3.29 規程第11-34号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25.9.30 規程第11-35号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25.12.26 規程第11-36号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.31 規程第11-37号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.12.1 規程第11-38号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第25条第3項、第28条第2項、第29条第2項及び附則第6項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27.4.1 27-3規程第11-39号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.10.1 27-20規程第11-40号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27. 12. 28 27-32 規程第 11-41 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 27 年 12 月 28 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第 25 条第 3 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 2 項及び附則第 6 項の改正部分の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成 28 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

- 4 平成 28 年 3 月 31 日までの間における職員給与規程第 6 条第 6 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

（広域異動手当に関する特例）

- 5 適用日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 6 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。

（単身赴任手当に関する特例）

- 7 適用日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の支給に関する改正後の職員給与規程第 17 条第 2 項の規定の適用については、同項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」と、「70,000 円」とあるのは「58,000 円」とする。

とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

8 適用日の前日において改正前の職員給与規程別表第8に掲げる地域（以下「旧寒冷地」という。）に所在する事務所に在勤する職員であつて、適用日において改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でなくなったもの（以下「特定旧寒冷地在勤等職員」という。）が適用日の前日から基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤等職員であつた者及び適用日から施行日の前日までの間に新たに旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員となり、基準日において改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でないもの（以下「特例経過措置対象職員」という。）が当該新たに旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員となった日から基準日の前日までの間、引き続き特例経過措置対象職員であつた者に対しては、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準日が属する期間に応じ、当該各号に定める額の寒冷地手当を支給する。

- 一 基準日の属する月が施行日が属する月（施行日が月の初日である場合は、施行日が属する月の前月）までの期間 改正後の職員給与規程別表第8に規定する4級地をその地域の区分（同規程第30条第2項に規定する地域の区分をいう。以下この項において同じ。）と、基準日における当該者の世帯等区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される額
- 二 基準日の属する月が施行日が属する月の翌月（施行日が月の初日である場合は、施行日が属する月）から平成28年3月までの期間 改正後の職員給与規程別表第8に規定する4級地をその地域の区分と、基準日における基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分のうち、同規程第30条第2項の表の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される額
- 三 基準日の属する月が平成28年11月から平成30年3月までの期間 前号の規定により算出される額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、同号により算出される額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

9 改正後の職員給与規程第30条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（27-32規程第11-41号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第8項」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「平成27年改正規程附則第8項及び同附則第9項において読み替えて準用する前

項」と、「第2項又は第3項」とあるのは「同附則第8項」と読み替えるものとする。

10 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であって、改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でない者のうち、適用日の前日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者であって、適用日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、職員給与規程第30条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

11 国家公務員等であった者が、人事交流等により、適用日以降に引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員として採用となり、改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でない場合において、任用の事情、適用日の前日から当該職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第30条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（その他）

12 前10項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28.4.1 27-42規程第11-42号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28.9.29 28-20規程第11-43号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28.12.1 28-28規程第11-44号）

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29.1.1 28-32規程第11-45号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第1条改正後職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第25条第3項、第28条第2項、第29条第2項、第36条及び附則第6項の改正規定並びに附則第18項の

規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 第１条改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

- ４ 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第２条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第２条改正後職員給与規程」という。）第１３条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第２条改正後職員給与規程第１３条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、同条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下この条において「一般職員８級相当職員」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち１人について１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、同条第５項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職員９級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」
- 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と、同条第６項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員９級以上相当職員から一般職員９級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員９級以上相当職員以外の職員から一般職員９級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員９級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

５ 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、第２条改正後職員給与規程第１３条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第２条改正後職員給与規程第１３条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、同条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下この条において「一般職員８級相当職員」という。）にあつては、３，５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第５項中「扶養親族（一般職員９級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）が

ある場合、一般職員 9 級以上相当職員から一般職員 9 級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職員 9 級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職員 9 級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 6 項中「扶養親族（一般職員 9 級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員 9 級以上相当職員から一般職員 9 級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員 9 級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員 9 級以上相当職員以外の職員から一般職員 9 級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員 9 級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職員 9 級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条改正後職員給与規程第 13 条第 1 項ただし書並びに第 7 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与規程第 13 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「一般職員 8 級相当職員」とあるのは「一般職員 8 级以上相当職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 5 項中「扶養親族（一般職員 9 級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員 9 級以上相当職員から一般職員 9 級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職員 9 級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職員 9 級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 6 項中「扶養親族（一般職員 9 級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員 9 級以上相当職員から一般職員 9 級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員 9 級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にさ

れた日、一般職員 9 級以上相当職員以外の職員から一般職員 9 級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員 9 級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職員 9 級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職員 8 級相当職員が一般職員 8 級相当職員及び一般職員 9 級以上相当職員」とあるのは「一般職員 8 級以上相当職員が一般職員 8 級以上相当職員」と、同項第 6 号中「一般職員 8 級相当職員及び一般職員 9 級以上相当職員」とあるのは「一般職員 8 級以上相当職員」と、「が一般職員 8 級相当職員」とあるのは「が一般職員 8 級以上相当職員」とする。

（その他）

- 7 前 5 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 30. 1. 31 29-25 規程第 11-46 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第 1 条改正後職員給与規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条改正後職員給与規程の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 4 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 8 号に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第 4 号から第 7 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 28 年 1 月 1 日において同規程第 6 条第 5 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

- 5 職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員の俸給月額、当該号俸に応じた額に、同規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(その他)

- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成30.3.29 29-33規程第11-47号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30.10.1 30-17規程第11-48号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30.11.30 30-20規程第11-49号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成31.4.1 30-32規程第11-50号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元.11.1 31-17規程第11-51号)

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和元.12.1 31-17規程第11-52号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月1日（第3項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員給与規程第25条第3項、第28条第2項及び第29条第2項の改正規定を除く。第4項において同じ。）による改正後の職員給与規程（同項において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、施行日に在職する職員及び平成31年4月1日から施行日の前日までの間に職員就業規則第12条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第1項の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和2.3.24 31-27規程第11-53号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 一 改正後の職員給与規程第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から改正後の職員給与規程第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和2.12.1 02-15規程第11-54号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.12.1 03-18規程第11-55号)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.4.1 03-20規程第11-56号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.4.1 03-26規程第11-57号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.11.21 04-17規程第11-58号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員給与規程第25条第3項、第28条第2項及び第29条第2項の改正規定を除く。第4項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、施行日に在籍する職員及び令和4年4月1日から施行日の前日までの間に職員就業規則第12条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5.3.27 04-26規程第11-59号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.7.3 05-7規程第11-60号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第11-61号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5.11.30 05-16規程第11-62号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員給与規程第25条第2項及び第3項、第28条第2項並びに第29条第2項の改正規定を除く。第4項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、施行日に在籍する職員及び令和5年4月1日から施行日の前日までの間に職員就業規則第12条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和6.3.11 05-23規程第11-63号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.12.1 06-17規程第11-64号）

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則（令和6.12.20 06-18規程第11-65号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（職員給与規程第 5 条第 1 項及び第 6 条第 4 項の改正規定並びに別表第 7 の 2 を削る改正規定を除く。第 4 項において同じ。）は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、施行日の前日に在籍する職員及び令和 6 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に職員就業規則第 12 条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 5 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和 7. 3. 25 06-26 規程第 11-66 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（号俸の切替え）

- 2 施行日の前日において職員給与規程別表第 1 から別表第 3 までの俸給表の適用を受けていた職員（次項に規定する職員を除く。）であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額の切替え）

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 6 条第 8 項の規定により研究職員俸給表の適用を受ける職員であってその職務の級及び号俸が 3 級又は 4 級における最高の号俸の俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその 1 号俸下位の号俸

その者の施行日の前日における俸給月 _ 施行日の前日におけるその者の属す

額の差額 × $\frac{\text{額（以下「旧俸給月額」という。）} \times \text{る職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額}}$
 + 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 5 施行日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項 ただし書	対しては	対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものに対しては
第2項 第5号	五 重度心身障害者	五 重度心身障害者 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
第3項	13,000円	11,500円
	とする	、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 6 施行日から令和9年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の職員給与規程第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給事務所欄に掲げる支給事務所の区分に応じ、それぞれ同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

	支給事務所	支給割合
施行日から令和8年3月31日まで	東京都特別区に所在する事務所	100分の15
	茨城県つくば市、東京都内（特別区を除く。）及び神奈川県川崎市に所在する事務所	100分の12
	埼玉県さいたま市に所在する事務所	100分の11

令和 8 年 4 月 1 日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	静岡県静岡市に所在する事務所	1 0 0 分の 6
	三重県津市に所在する事務所	1 0 0 分の 5
	北海道札幌市、茨城県常陸大宮市、栃木県那須塩原市、静岡県島田市、広島県福山市及び東広島市並びに福岡県筑後市及び久留米市に所在する事務所	1 0 0 分の 3
	東京都特別区に所在する事務所	1 0 0 分の 1 5
	茨城県つくば市、東京都内（特別区を除く。）及び神奈川県川崎市に所在する事務所	1 0 0 分の 1 2
	埼玉県さいたま市に所在する事務所	1 0 0 分の 1 0
	静岡県静岡市に所在する事務所	1 0 0 分の 6
	三重県津市に所在する事務所	1 0 0 分の 4
	北海道札幌市、茨城県常陸大宮市、栃木県那須塩原市、静岡県島田市、広島県福山市及び東広島市並びに福岡県筑後市及び久留米市に所在する事務所	1 0 0 分の 3

- 7 施行日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における職員給与規程第 1 4 条の 2 の規定の適用については、同条第 4 項中「前条」とあるのは「前条又は職員給与規程の一部を改正する規程（0 6－2 6 規程第 1 1－6 6 号）附則第 6 項」とする。

（施行日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

- 8 施行日の前日までに改正前の職員給与規程第 1 4 条第 3 項に規定する異動のあった職員又は同日までに同条第 4 項の規定により同条第 3 項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に関する改正後の職員給与規程第 1 4 条第 3 項及び第 4 項中の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 項	（以下	（前項各号に定める割合又は職員給与規程の一部を改正する規程（0 6－2 6 規程第 1 1－6 6 号。以下「令和 6 年改正規程」という。）附則第 6 項で定める割合をいう。以下
	（理事長が	（前項各号に定める割合又は令和 6 年改正規程附則第 6 項で定める割合をいい、理事長が
	前 2 項	前 2 項又は令和 6 年改正規程附則第 6 項
	3 年	2 年
	変更により	変更又は令和 6 年改正規程附則第 6 項で定める割合の変更により
第 3 項 第 1 号	変更	変更又は令和 6 年改正規程附則第 6 項で定める割合の変更

第 3 項 第 3 号	三 当該異動の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間（前 2 号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た割合	（削る）
第 4 項	（以下	（第 2 項各号に定める割合又は令和 6 年改正規程附則第 6 項で定める割合をいう。以下
	第 1 項及び第 2 項	第 1 項及び第 2 項又は令和 6 年改正規程附則第 6 項
	3 年	2 年
	変更により	変更又は令和 6 年改正規程附則第 6 項で定める割合の変更により
第 4 項 第 3 号	三 当該採用の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間（前 2 号に掲げる期間を除く。）理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た割合	（削る）

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 この規程による改正後の職員給与規程第 1 6 条第 4 項及び第 1 7 条第 3 項の規定は、施行日前に新たに職員となった者にも適用する。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当に関する経過措置）

- 1 0 施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、この規程による改正後の職員給与規程第 3 1 条の 6 第 1 項に規定する配偶者手当を受ける在外職員の第 5 項の規定により読み替えて適用する第 1 3 条の規定による扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

（その他）

- 1 1 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表 号俸の切替表（附則第 2 項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級

1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1	1	2
1 1	7	3	3	1	1	1	1	2
1 2	8	4	4	1	1	1	1	2
1 3	9	5	5	1	1	1	1	2
1 4	1 0	6	6	2	1	1	1	3
1 5	1 1	7	7	3	1	1	1	3
1 6	1 2	8	8	4	1	1	1	3
1 7	1 3	9	9	5	1	1	1	3
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1	2	3
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1	2	4
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1	2	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1	2	4
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1	2	
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1	3	
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2	3	
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2	3	
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2	3	
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2	4	
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3	4	
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3	4	
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3	4	
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3	5	
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3	5	
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3	5	
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4	5	
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4	6	
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4	6	
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4	6	
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4	6	
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4	6	
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4	7	

4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4	7	
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5		
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5		
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5		
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5		
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0			
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1			
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2			
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3			
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4			
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5			
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6			
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7			
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8			
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9			
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0			
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1			
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2			
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3			
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4			
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5			
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0				
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1				
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2				
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3				
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4				
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5				
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6				
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7				
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8				
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9				
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0				
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1				
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2				
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3				
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4				
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5				
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6				
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7				

8 0	7 6	7 2	7 2	6 8				
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9				
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0				
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1				
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2				
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3				
8 6	8 2	7 8	7 8					
8 7	8 3	7 9	7 9					
8 8	8 4	8 0	8 0					
8 9	8 5	8 1	8 1					
9 0	8 6	8 2	8 2					
9 1	8 7	8 3	8 3					
9 2	8 8	8 4	8 4					
9 3	8 9	8 5	8 5					
9 4	9 0	8 6						
9 5	9 1	8 7						
9 6	9 2	8 8						
9 7	9 3	8 9						
9 8	9 4	9 0						
9 9	9 5	9 1						
1 0 0	9 6	9 2						
1 0 1	9 7	9 3						
1 0 2	9 8							
1 0 3	9 9							
1 0 4	1 0 0							
1 0 5	1 0 1							
1 0 6	1 0 2							
1 0 7	1 0 3							
1 0 8	1 0 4							
1 0 9	1 0 5							
1 1 0	1 0 6							
1 1 1	1 0 7							
1 1 2	1 0 8							
1 1 3	1 0 9							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級			
	1 級	3 級	4 級	5 級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
1 0	1	6	6	2
1 1	1	7	7	3
1 2	1	8	8	4
1 3	1	9	9	5
1 4	1	1 0	1 0	6
1 5	1	1 1	1 1	7
1 6	1	1 2	1 2	8
1 7	1	1 3	1 3	9
1 8	2	1 4	1 4	1 0
1 9	3	1 5	1 5	1 1
2 0	4	1 6	1 6	1 2
2 1	5	1 7	1 7	1 3
2 2	6	1 8	1 8	1 4
2 3	7	1 9	1 9	1 5
2 4	8	2 0	2 0	1 6
2 5	9	2 1	2 1	1 7
2 6	1 0	2 2	2 2	1 8
2 7	1 1	2 3	2 3	1 9
2 8	1 2	2 4	2 4	2 0
2 9	1 3	2 5	2 5	2 1
3 0	1 4	2 6	2 6	2 2
3 1	1 5	2 7	2 7	2 3
3 2	1 6	2 8	2 8	2 4
3 3	1 7	2 9	2 9	2 5
3 4	1 8	3 0	3 0	2 6
3 5	1 9	3 1	3 1	2 7
3 6	2 0	3 2	3 2	2 8
3 7	2 1	3 3	3 3	2 9
3 8	2 2	3 4	3 4	3 0
3 9	2 3	3 5	3 5	3 1

4 0	2 4	3 6	3 6	3 2
4 1	2 5	3 7	3 7	3 3
4 2	2 6	3 8	3 8	3 4
4 3	2 7	3 9	3 9	3 5
4 4	2 8	4 0	4 0	3 6
4 5	2 9	4 1	4 1	3 7
4 6	3 0	4 2	4 2	3 8
4 7	3 1	4 3	4 3	3 9
4 8	3 2	4 4	4 4	4 0
4 9	3 3	4 5	4 5	4 1
5 0	3 4	4 6	4 6	4 2
5 1	3 5	4 7	4 7	4 3
5 2	3 6	4 8	4 8	4 4
5 3	3 7	4 9	4 9	4 5
5 4	3 8	5 0	5 0	4 6
5 5	3 9	5 1	5 1	4 7
5 6	4 0	5 2	5 2	4 8
5 7	4 1	5 3	5 3	4 9
5 8	4 2	5 4	5 4	5 0
5 9	4 3	5 5	5 5	5 1
6 0	4 4	5 6	5 6	5 2
6 1	4 5	5 7	5 7	5 3
6 2	4 6	5 8	5 8	5 4
6 3	4 7	5 9	5 9	5 5
6 4	4 8	6 0	6 0	5 6
6 5	4 9	6 1	6 1	5 7
6 6	5 0	6 2	6 2	5 8
6 7	5 1	6 3	6 3	5 9
6 8	5 2	6 4	6 4	6 0
6 9	5 3	6 5	6 5	6 1
7 0	5 4	6 6	6 6	
7 1	5 5	6 7	6 7	
7 2	5 6	6 8	6 8	
7 3	5 7	6 9	6 9	
7 4	5 8	7 0	7 0	
7 5	5 9	7 1	7 1	
7 6	6 0	7 2	7 2	
7 7	6 1	7 3	7 3	
7 8	6 2	7 4	7 4	
7 9	6 3	7 5	7 5	

8 0	6 4	7 6	7 6	
8 1	6 5	7 7	7 7	
8 2	6 6	7 8	7 8	
8 3	6 7	7 9	7 9	
8 4	6 8	8 0	8 0	
8 5	6 9	8 1	8 1	
8 6	7 0	8 2	8 2	
8 7	7 1	8 3	8 3	
8 8	7 2	8 4	8 4	
8 9	7 3	8 5	8 5	
9 0	7 4	8 6	8 6	
9 1	7 5	8 7	8 7	
9 2	7 6	8 8	8 8	
9 3	7 7	8 9	8 9	
9 4	7 8	9 0	9 0	
9 5	7 9	9 1	9 1	
9 6	8 0	9 2	9 2	
9 7	8 1	9 3	9 3	
9 8	8 2	9 4	9 4	
9 9	8 3	9 5	9 5	
1 0 0	8 4	9 6	9 6	
1 0 1	8 5	9 7	9 7	
1 0 2	8 6	9 8	9 8	
1 0 3	8 7	9 9	9 9	
1 0 4	8 8	1 0 0	1 0 0	
1 0 5	8 9	1 0 1	1 0 1	
1 0 6	9 0	1 0 2	1 0 2	
1 0 7	9 1	1 0 3	1 0 3	
1 0 8	9 2	1 0 4	1 0 4	
1 0 9	9 3	1 0 5	1 0 5	
1 1 0	9 4	1 0 6		
1 1 1	9 5	1 0 7		
1 1 2	9 6	1 0 8		
1 1 3	9 7	1 0 9		
1 1 4	9 8	1 1 0		
1 1 5	9 9	1 1 1		
1 1 6	1 0 0	1 1 2		
1 1 7	1 0 1	1 1 3		
1 1 8	1 0 2	1 1 4		

1 1 9	1 0 3	1 1 5		
1 2 0	1 0 4	1 1 6		
1 2 1	1 0 5	1 1 7		
1 2 2		1 1 8		
1 2 3		1 1 9		
1 2 4		1 2 0		
1 2 5		1 2 1		
1 2 6		1 2 2		
1 2 7		1 2 3		
1 2 8		1 2 4		
1 2 9		1 2 5		
1 3 0		1 2 6		
1 3 1		1 2 7		
1 3 2		1 2 8		
1 3 3		1 2 9		

ウ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職 務 の 級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
1 0	2	1	1	2
1 1	3	1	1	2
1 2	4	1	1	2
1 3	5	1	1	2
1 4	6	1	1	3
1 5	7	1	1	3
1 6	8	1	1	3
1 7	9	1	1	3
1 8	1 0	2	1	3
1 9	1 1	3	1	4

2 0	1 2	4	1	4
2 1	1 3	5	2	4
2 2	1 4	6	2	
2 3	1 5	7	2	
2 4	1 6	8	2	
2 5	1 7	9	3	
2 6	1 8	1 0	3	
2 7	1 9	1 1	3	
2 8	2 0	1 2	3	
2 9	2 1	1 3	4	
3 0	2 2	1 4	4	
3 1	2 3	1 5	4	
3 2	2 4	1 6	4	
3 3	2 5	1 7	5	
3 4	2 6	1 8	5	
3 5	2 7	1 9	5	
3 6	2 8	2 0	5	
3 7	2 9	2 1	6	
3 8	3 0	2 2	6	
3 9	3 1	2 3	6	
4 0	3 2	2 4	6	
4 1	3 3	2 5	7	
4 2	3 4	2 6	7	
4 3	3 5	2 7	7	
4 4	3 6	2 8	7	
4 5	3 7	2 9	8	
4 6	3 8	3 0	8	
4 7	3 9	3 1	8	
4 8	4 0	3 2	8	
4 9	4 1	3 3	8	
5 0	4 2	3 4	9	
5 1	4 3	3 5	9	
5 2	4 4	3 6	9	
5 3	4 5	3 7	9	
5 4	4 6	3 8	9	
5 5	4 7	3 9	9	
5 6	4 8	4 0	1 0	
5 7	4 9	4 1	1 0	
5 8	5 0	4 2	1 0	

5 9	5 1	4 3	1 0	
6 0	5 2	4 4	1 0	
6 1	5 3	4 5	1 0	
6 2	5 4	4 6	1 0	
6 3	5 5	4 7	1 1	
6 4	5 6	4 8	1 1	
6 5	5 7	4 9	1 1	
6 6	5 8	5 0	1 1	
6 7	5 9	5 1	1 1	
6 8	6 0	5 2	1 1	
6 9	6 1	5 3	1 1	
7 0	6 2	5 4	1 2	
7 1	6 3	5 5	1 2	
7 2	6 4	5 6	1 2	
7 3	6 5	5 7	1 2	
7 4	6 6			
7 5	6 7			
7 6	6 8			
7 7	6 9			
7 8	7 0			
7 9	7 1			
8 0	7 2			
8 1	7 3			
8 2	7 4			
8 3	7 5			
8 4	7 6			
8 5	7 7			
8 6	7 8			
8 7	7 9			
8 8	8 0			
8 9	8 1			

別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項第1号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	266,900	304,300	327,400	362,000	416,500	467,500	520,600	561,800
2	184,600	231,500	268,100	305,900	329,200	363,800	418,400	473,000	527,700	569,200
3	185,800	233,000	269,400	307,400	331,100	365,400	420,300	478,000	533,000	576,100
4	186,900	234,500	270,600	308,800	332,800	367,100	422,200	484,000	537,400	581,100
5	188,000	236,000	271,700	310,300	334,500	368,700	424,000	488,000	540,900	585,100
6	189,700	237,500	273,000	311,400	336,300	370,500	425,800	491,500	545,200	588,100
7	191,300	239,000	274,200	312,500	338,000	372,100	427,700	494,500	548,200	590,600
8	192,900	240,500	275,500	313,700	339,800	373,700	429,600	497,000	550,700	592,600
9	194,500	242,000	276,600	314,900	341,400	375,200	431,200	499,000	552,700	
10	196,200	243,400	278,000	316,600	343,200	376,800	432,700			
11	197,800	244,800	279,300	318,200	344,900	378,400	434,300			
12	199,400	246,200	280,700	319,900	346,500	380,000	435,800			
13	201,000	247,600	281,900	321,400	348,100	381,900	437,300			
14	202,700	248,900	283,300	323,000	349,700	383,900	438,600			
15	204,400	250,300	284,800	324,700	351,400	385,800	439,900			
16	206,100	251,600	286,200	326,300	352,900	387,600	441,200			
17	207,400	252,800	287,700	327,900	354,300	389,200	442,400			
18	209,000	254,100	289,000	329,600	356,100	391,000	443,700			
19	210,600	255,400	290,200	331,200	357,700	392,700	445,000			
20	212,100	256,800	291,500	332,900	359,400	394,400	446,200			
21	213,600	257,900	292,600	334,300	360,700	396,100	447,400			
22	215,200	259,100	293,800	336,100	362,200	397,500	448,200			
23	216,800	260,300	295,200	337,800	363,700	399,000	449,000			
24	218,400	261,600	296,500	339,400	365,300	400,400	449,800			
25	220,000	262,700	297,900	340,700	367,000	401,900	450,400			
26	221,700	263,800	298,900	342,600	368,800	403,100	451,000			
27	223,000	264,900	299,900	344,400	370,500	404,300	451,600			
28	224,300	266,200	301,100	346,000	372,200	405,400	452,200			
29	225,600	267,000	302,200	347,500	373,700	406,500	452,900			
30	226,700	268,100	303,400	349,200	375,000	407,700	453,700			
31	227,800	269,200	304,600	350,800	376,200	408,800	454,400			
32	228,900	270,200	305,800	352,500	377,600	410,000	455,200			
33	230,000	271,000	307,000	354,200	378,900	410,700	455,800			
34	231,100	271,900	308,400	356,000	379,800	411,400	456,500			
35	232,200	272,900	309,700	357,900	380,800	412,100	457,300			
36	233,300	273,900	311,000	359,700	381,900	412,800	458,100			
37	234,400	274,900	312,400	361,200	382,700	413,400	458,700			
38	235,400	275,800	313,700	362,700	383,600	414,100	459,500			
39	236,400	276,600	315,000	364,100	384,500	414,800	460,300			
40	237,300	277,400	316,400	365,500	385,300	415,500	460,900			
41	238,200	278,100	317,700	367,100	386,200	416,200	461,500			
42	239,100	278,900	319,000	367,900	387,000	416,800	462,300			
43	239,900	279,700	320,400	368,900	387,800	417,500	463,100			
44	240,700	280,400	321,500	369,900	388,500	418,100	463,900			

4 5	241, 400	281, 100	322, 400	370, 800	389, 200	418, 700	464, 500				
4 6	242, 000	281, 900	323, 800	371, 900	389, 900	419, 300					
4 7	242, 600	282, 600	325, 100	372, 900	390, 600	419, 900					
4 8	243, 200	283, 300	326, 400	373, 900	391, 300	420, 500					
4 9	243, 800	284, 000	327, 700	374, 800	391, 800	420, 900					
5 0	244, 400	284, 800	329, 000	375, 500	392, 400	421, 600					
5 1	245, 000	285, 500	330, 200	376, 200	393, 100	422, 200					
5 2	245, 500	286, 200	331, 500	376, 800	393, 800	422, 800					
5 3	246, 000	286, 800	332, 800	377, 300	394, 200	423, 000					
5 4	246, 400	287, 600	333, 900	377, 900	394, 800	423, 600					
5 5	246, 700	288, 200	335, 000	378, 600	395, 400	424, 300					
5 6	247, 000	288, 900	336, 100	379, 300	395, 900	424, 800					
5 7	247, 300	289, 500	336, 900	379, 600	396, 400	425, 300					
5 8	247, 600	290, 300	337, 800	380, 300	397, 000	426, 000					
5 9	247, 900	290, 900	338, 500	381, 000	397, 600	426, 700					
6 0	248, 200	291, 600	339, 300	381, 600	398, 100	427, 300					
6 1	248, 500	292, 200	340, 100	382, 000	398, 500	427, 800					
6 2	248, 800	292, 900	340, 500	382, 500	399, 100	428, 500					
6 3	249, 100	293, 600	341, 200	383, 100	399, 800	429, 200					
6 4	249, 400	294, 100	341, 900	383, 700	400, 400	429, 900					
6 5	249, 700	294, 600	342, 700	384, 100	400, 700	430, 400					
6 6	250, 000	295, 200	343, 400	384, 700	401, 400	430, 700					
6 7	250, 300	295, 800	344, 100	385, 400	402, 100	431, 000					
6 8	250, 600	296, 400	344, 700	386, 000	402, 600	431, 200					
6 9	250, 900	296, 900	345, 200	386, 400	403, 000	431, 400					
7 0	251, 200	297, 400	345, 800	386, 900	403, 700	431, 700					
7 1	251, 500	298, 000	346, 400	387, 500	404, 400	432, 000					
7 2	251, 800	298, 600	347, 000	388, 000	405, 000	432, 200					
7 3	252, 100	299, 100	347, 300	388, 500	405, 500	432, 400					
7 4	252, 400	299, 600	347, 800	389, 100	406, 200						
7 5	252, 700	300, 100	348, 200	389, 700	406, 900						
7 6	253, 000	300, 400	348, 600	390, 100	407, 600						
7 7	253, 300	300, 600	349, 000	390, 700	408, 100						
7 8	253, 600	300, 900	349, 500	391, 300	408, 400						
7 9	253, 900	301, 100	350, 000	391, 900	408, 700						
8 0	254, 200	301, 400	350, 500	392, 500	408, 900						
8 1	254, 500	301, 600	350, 900	393, 200	409, 100						
8 2	254, 800	301, 800	351, 300	393, 800	409, 400						
8 3	255, 100	302, 100	351, 700	394, 400	409, 700						
8 4	255, 400	302, 300	352, 100	395, 000	409, 900						
8 5	255, 700	302, 600	352, 400	395, 700	410, 100						
8 6	256, 000	302, 900	352, 800	396, 200							
8 7	256, 300	303, 200	353, 200	396, 600							
8 8	256, 600	303, 500	353, 600	397, 000							
8 9	256, 900	303, 800	353, 800	397, 300							
9 0	257, 200	304, 100	354, 200	397, 800							
9 1	257, 500	304, 500	354, 600	398, 200							
9 2	257, 800	304, 900	355, 000	398, 600							

9 3	258, 100	305, 100	355, 200	398, 900						
9 4		305, 400	355, 600							
9 5		305, 700	356, 100							
9 6		306, 100	356, 400							
9 7		306, 300	356, 700							
9 8		306, 600	357, 100							
9 9		307, 000	357, 500							
1 0 0		307, 400	357, 900							
1 0 1		307, 600	358, 400							
1 0 2		307, 900	358, 800							
1 0 3		308, 200	359, 200							
1 0 4		308, 500	359, 600							
1 0 5		308, 700	360, 100							
1 0 6		309, 000	360, 500							
1 0 7		309, 300	360, 900							
1 0 8		309, 600	361, 200							
1 0 9		309, 800	361, 700							
1 1 0		310, 200								
1 1 1		310, 600								
1 1 2		310, 900								
1 1 3		311, 100								
1 1 4		311, 300								
1 1 5		311, 600								
1 1 6		312, 000								
1 1 7		312, 200								
1 1 8		312, 400								
1 1 9		312, 700								
1 2 0		313, 000								
1 2 1		313, 400								
1 2 2		313, 600								
1 2 3		313, 900								
1 2 4		314, 200								
1 2 5		314, 600								

備考 他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 技術専門職員俸給表（第5条第1項第2号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	248,200	285,500	314,000
2	187,400	228,500	249,400	286,200	315,400
3	189,100	229,300	250,400	286,900	316,800
4	190,800	230,100	251,500	287,600	318,000
5	192,500	230,800	252,600	288,200	319,000
6	194,200	231,600	253,800	288,800	320,200
7	195,800	232,500	254,900	289,500	321,500
8	197,400	233,400	256,000	290,100	322,700
9	199,000	234,300	257,200	290,700	323,800
10	200,500	235,000	258,400	291,300	325,000
11	202,000	235,700	259,500	292,000	326,100
12	203,500	236,400	260,300	292,500	327,200
13	205,000	237,300	261,200	293,000	328,200
14	206,500	237,900	262,000	293,500	329,300
15	208,000	238,600	262,700	294,000	330,400
16	209,500	239,300	263,400	294,500	331,500
17	211,000	240,000	264,200	294,900	332,600
18	212,400	240,700	264,800	295,300	333,700
19	213,800	241,300	265,500	295,700	334,800
20	215,200	241,900	266,500	296,100	335,800
21	216,600	242,400	267,400	296,600	336,800
22	217,700	243,000	268,200	297,000	337,900
23	218,800	243,600	268,900	297,400	338,900
24	219,900	244,200	269,900	297,800	339,900
25	220,900	244,900	270,800	298,300	340,900
26	221,800	245,800	271,600	298,700	341,900
27	222,700	246,800	272,200	299,100	343,000
28	223,600	247,700	273,000	299,500	344,100
29	224,500	248,700	273,800	299,900	345,200
30	225,300	249,300	274,600	300,500	346,300
31	226,100	250,000	275,300	301,000	347,500
32	226,900	250,800	276,000	301,500	348,600
33	227,700	251,200	276,700	302,000	349,600
34	228,400	251,800	277,500	302,500	350,700
35	229,100	252,400	278,200	303,000	351,800
36	229,800	253,000	278,900	303,600	352,900
37	230,500	253,400	279,700	304,100	353,800
38	231,100	253,900	280,400	304,800	354,900
39	231,700	254,400	281,000	305,400	356,000
40	232,300	254,900	281,600	306,100	357,000
41	233,000	255,300	282,200	306,800	358,100
42	233,500	255,800	282,700	307,400	359,100
43	234,000	256,300	283,200	308,000	360,100
44	234,500	256,700	283,700	308,500	361,100

4 5	235,000	257,200	284,300	309,000	362,000
4 6	235,400	257,600	284,800	309,600	362,900
4 7	235,800	258,000	285,300	310,300	363,800
4 8	236,200	258,400	285,700	310,900	364,700
4 9	236,600	258,900	286,100	311,500	365,500
5 0	236,900	259,300	286,700	312,200	366,400
5 1	237,200	259,700	287,100	312,900	367,300
5 2	237,500	260,100	287,600	313,600	368,100
5 3	237,800	260,500	288,000	314,200	368,900
5 4	238,100	260,900	288,600	315,000	369,700
5 5	238,400	261,400	289,100	315,700	370,600
5 6	238,700	261,800	289,600	316,300	371,500
5 7	238,900	262,100	290,100	316,900	372,100
5 8	239,200	262,500	290,700	317,600	372,700
5 9	239,500	262,900	291,400	318,300	373,300
6 0	239,700	263,300	292,000	318,900	373,900
6 1	239,900	263,600	292,600	319,400	374,300
6 2	240,200	264,000	293,200	320,000	
6 3	240,500	264,400	293,800	320,600	
6 4	240,700	264,700	294,500	321,200	
6 5	240,900	265,100	295,000	321,800	
6 6	241,200	265,400	295,500	322,200	
6 7	241,500	265,700	296,000	322,700	
6 8	241,700	265,900	296,500	323,200	
6 9	241,900	266,100	297,000	323,500	
7 0	242,200	266,400	297,600	324,000	
7 1	242,500	266,700	298,000	324,500	
7 2	242,700	266,900	298,400	325,000	
7 3	242,900	267,200	298,800	325,200	
7 4	243,200	267,500	299,200	325,600	
7 5	243,500	267,800	299,600	325,900	
7 6	243,700	268,000	300,000	326,300	
7 7	243,900	268,200	300,400	326,700	
7 8	244,200	268,500	300,900	327,100	
7 9	244,500	268,800	301,300	327,500	
8 0	244,700	269,000	301,800	327,800	
8 1	244,900	269,200	302,100	328,100	
8 2	245,200	269,500	302,600	328,400	
8 3	245,400	269,800	303,100	328,800	
8 4	245,700	270,000	303,600	329,100	
8 5	245,900	270,200	303,900	329,400	
8 6	246,100	270,500	304,400	329,800	
8 7	246,400	270,800	304,900	330,100	
8 8	246,700	271,100	305,300	330,500	
8 9	246,900	271,300	305,700	330,700	
9 0	247,200	271,500	306,200	331,000	
9 1	247,500	271,800	306,700	331,300	
9 2	247,700	272,000	307,200	331,700	

9 3	247, 900	272, 300	307, 500	332, 000
9 4	248, 200	272, 600	307, 900	332, 300
9 5	248, 500	273, 000	308, 400	332, 600
9 6	248, 700	273, 300	308, 900	332, 900
9 7	248, 900	273, 500	309, 300	333, 200
9 8	249, 200	273, 800	309, 700	333, 500
9 9	249, 500	274, 000	310, 100	333, 800
1 0 0	249, 700	274, 300	310, 500	334, 000
1 0 1	249, 900	274, 500	310, 800	334, 200
1 0 2	250, 200	274, 700	311, 200	334, 500
1 0 3	250, 500	275, 000	311, 500	334, 800
1 0 4	250, 700	275, 300	311, 900	335, 000
1 0 5	250, 900	275, 500	312, 200	335, 200
1 0 6		275, 700	312, 600	
1 0 7		276, 000	313, 000	
1 0 8		276, 200	313, 400	
1 0 9		276, 500	313, 600	
1 1 0		276, 800	314, 000	
1 1 1		277, 100	314, 400	
1 1 2		277, 300	314, 700	
1 1 3		277, 500	315, 000	
1 1 4		277, 800	315, 400	
1 1 5		278, 000	315, 700	
1 1 6		278, 200	316, 000	
1 1 7		278, 500	316, 200	
1 1 8		278, 800	316, 600	
1 1 9		279, 100	316, 900	
1 2 0		279, 300	317, 200	
1 2 1		279, 500	317, 400	
1 2 2		279, 700	317, 800	
1 2 3		280, 000	318, 100	
1 2 4		280, 300	318, 400	
1 2 5		280, 500	318, 600	
1 2 6		280, 700	319, 000	
1 2 7		281, 000	319, 400	
1 2 8		281, 300	319, 800	
1 2 9		281, 500	320, 000	
1 3 0		281, 700		
1 3 1		282, 000		
1 3 2		282, 300		
1 3 3		282, 500		
1 3 4		282, 700		
1 3 5		283, 000		
1 3 6		283, 300		
1 3 7		283, 500		

備考 農場作業員、動物飼育員、自動車運転手、ボイラー技師、電話交換手等その他これに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3 研究職員俸給表（第5条第1項第3号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	332,000	383,200	455,400	563,600
2	185,000	238,200	334,000	384,600	465,500	571,000
3	186,200	240,900	336,100	386,100	475,200	577,100
4	187,300	243,600	338,100	387,500	485,400	581,600
5	188,400	246,200	340,100	389,100	495,200	585,600
6	190,500	247,800	342,200	390,500	505,000	588,600
7	192,600	249,300	344,100	392,000	514,100	590,800
8	194,700	250,800	346,000	393,400	522,300	592,800
9	196,800	252,300	347,800	394,800	530,300	
10	198,800	254,400	349,500	396,400	537,500	
11	200,800	256,500	351,100	397,800	543,700	
12	202,800	258,500	352,800	399,200	548,200	
13	204,800	260,500	354,500	400,600	551,200	
14	206,700	262,800	355,500	402,200	553,200	
15	208,600	265,100	356,500	403,800		
16	210,400	267,300	357,500	405,300		
17	212,100	269,500	358,700	406,900		
18	213,900	271,900	360,000	408,500		
19	215,700	274,300	361,300	410,100		
20	217,500	276,700	362,500	411,800		
21	219,300	279,200	363,700	413,100		
22	221,100	281,400	364,800	414,500		
23	222,800	283,800	366,000	415,900		
24	224,500	285,900	367,100	417,200		
25	226,200	288,000	368,200	418,500		
26	228,300	290,200	369,300	419,900		
27	230,200	292,400	370,300	421,400		
28	232,100	294,600	371,300	422,900		
29	234,000	296,600	372,300	424,100		
30	235,100	298,300	373,200	425,500		
31	236,200	300,100	374,000	427,100		
32	237,300	301,900	374,800	428,600		
33	238,700	303,400	375,500	429,900		
34	240,200	305,300	376,400	431,400		
35	241,700	307,000	377,200	432,800		
36	243,200	308,800	378,100	434,300		
37	244,700	310,300	378,900	435,700		
38	246,300	311,600	379,700	437,100		
39	247,900	312,900	380,500	438,500		
40	249,500	314,100	381,400	439,900		
41	251,100	315,100	382,200	441,000		
42	252,600	315,700	383,500	442,300		
43	254,100	316,400	384,800	443,700		
44	255,600	317,100	386,000	445,000		

4 5	257,300	317,800	386,700	445,800		
4 6	258,700	318,300	387,700	446,600		
4 7	260,100	318,800	388,600	447,500		
4 8	261,400	319,400	389,300	448,400		
4 9	262,700	319,800	390,100	449,200		
5 0	264,000	320,300	390,800	450,100		
5 1	265,300	320,900	391,500	450,900		
5 2	266,700	321,400	392,200	451,800		
5 3	268,000	321,800	392,800	452,400		
5 4	269,300	322,300	393,500	453,200		
5 5	270,500	322,700	394,300	454,100		
5 6	271,800	323,200	395,100	455,000		
5 7	272,900	323,600	395,800	455,700		
5 8	273,800	324,000	396,600			
5 9	274,600	324,400	397,300			
6 0	275,600	324,800	398,000			
6 1	276,200	325,300	398,600			
6 2	277,100	325,900	399,300			
6 3	278,000	326,500	400,000			
6 4	278,800	327,100	400,700			
6 5	279,500	327,700	401,400			
6 6	280,200	328,300	402,000			
6 7	281,000	328,900	402,700			
6 8	282,000	329,500	403,400			
6 9	282,900	330,000	404,100			
7 0	283,600	330,700	404,600			
7 1	284,300	331,300	405,200			
7 2	285,100	331,900	405,800			
7 3	285,700	332,400	406,300			
7 4	286,400	333,200	407,000			
7 5	287,100	333,900	407,600			
7 6	287,900	334,600	408,100			
7 7	288,500	335,300	408,600			
7 8	289,200	336,000	409,200			
7 9	289,900	336,700	409,900			
8 0	290,600	337,500	410,600			
8 1	291,200	338,200	411,000			
8 2	291,900	339,000				
8 3	292,600	339,700				
8 4	293,300	340,300				
8 5	293,900	340,900				
8 6	294,600	341,400				
8 7	295,300	341,800				
8 8	296,000	342,200				
8 9	296,600	342,500				
9 0	297,300	343,000				
9 1	298,000	343,400				
9 2	298,600	343,800				

9 3	299,300	344,100			
9 4	300,000	344,500			
9 5	300,600	344,900			
9 6	301,200	345,300			
9 7	301,500	345,900			
9 8	302,100	346,400			
9 9	302,800	346,900			
1 0 0	303,300	347,400			
1 0 1	303,800	347,900			
1 0 2	304,200	348,400			
1 0 3	304,600	348,900			
1 0 4	305,000	349,400			
1 0 5	305,500	349,800			
1 0 6	306,000	350,200			
1 0 7	306,500	350,700			
1 0 8	306,800	351,200			
1 0 9	307,000	351,700			
1 1 0	307,400	352,100			
1 1 1	307,700	352,500			
1 1 2	307,900	352,900			
1 1 3	308,200	353,400			
1 1 4	308,500	353,800			
1 1 5	308,800	354,200			
1 1 6	309,100	354,600			
1 1 7	309,400	355,100			
1 1 8	309,700	355,500			
1 1 9	310,000	356,000			
1 2 0	310,300	356,400			
1 2 1	310,600	356,800			

備考 専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員（職員就業規則第5条第1項第1号及び第2号の規定により採用された者を除く。）に適用する。

別表第4 任期付研究員（一）俸給表（第5条第1項第4号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	4 2 2, 0 0 0
2	4 8 4, 0 0 0
3	5 4 8, 0 0 0
4	6 3 3, 0 0 0
5	7 3 6, 0 0 0
6	8 4 0, 0 0 0
7	9 4 4, 0 0 0
8	1, 0 4 8, 0 0 0
9	1, 1 5 2, 0 0 0
1 0	1, 2 1 5, 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第5 任期付研究員（二）俸給表（第5条第1項第5号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 5 2, 0 0 0
2	3 8 9, 0 0 0
3	4 1 8, 0 0 0
4	4 7 8, 0 0 0
5	5 3 9, 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第6 特定任期付職員俸給表（第5条第1項第6号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 9 9, 0 0 0
2	4 4 8, 0 0 0
3	5 0 1, 0 0 0
4	5 6 6, 0 0 0
5	6 4 6, 0 0 0
6	7 5 4, 0 0 0
7	8 8 1, 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第3号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第7 指定職員俸給表（第5条第1項第7号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	5 3 5, 9 0 0
2	5 9 4, 9 0 0
3	6 5 7, 9 0 0
4	7 3 1, 0 0 0
5	7 8 8, 0 0 0
6	8 4 6, 0 0 0
7	9 2 6, 0 0 0

備考 所長その他これに相当する職を占める職員のうち理事長が別に定める者に適用する。

別表第8（第30条第1項、第2項及び第6項関係）

地域の区分	地 域
1 級 地	北海道帯広市 北海道河西郡
2 級 地	北海道札幌市 北海道北広島市 北海道虻田郡 北海道勇払郡
4 級 地	青森県 岩手県盛岡市 秋田県大仙市 群馬県吾妻郡 長野県茅野市 長野県北佐久郡